

## 別表

## 借入金承認限度額表

1 対象工事種目	2 対象経費	3 借入金承認限度額			4 承認借入額	5 承認借入率	備考
		A 整備費限度額	B 補助金等特定収入	C 借入金承認限度額			
本体工事費	(1) 施設整備に必要な工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用を含む。) (2) 工事事務費(工事施行のため直接必要な事務に要する費用で、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)	旧事業団基準＝(旧事業団基準面積)×(旧事業団基準単価) ただし、実際の整備額が旧事業団基準額を下回る場合は、実際の整備額とする。	国、県、市町村、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会等の補助金等 ただし、寄附金を除く。	A 欄の整備費限度額から B 欄の補助金等特定収入を控除した額に 0.8 を乗じて得た額以内の額	借入金承認限度額と借入額を比較していずれか低い額	承認借入額を借入額で除して得た率	旧事業団基準面積(平成 14 年度) 定員 30 人以下 11.75 m <sup>2</sup> 31 人～45 人 9.1 m <sup>2</sup> 46 人～90 人 7.8 m <sup>2</sup> 91 人～120 人 7.5 m <sup>2</sup> 121 人～150 人 7.2 m <sup>2</sup> 151 人～180 人 7.0 m <sup>2</sup> 181 人～210 人 6.8 m <sup>2</sup> 211 人～240 人 6.7 m <sup>2</sup> 241 人～270 人 6.6 m <sup>2</sup>
暖房設備工事費	暖房設備に必要な工事費又は工事請負費	旧事業団基準額(実費)					
浄化槽設備工事費	浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	旧事業団基準額(実費)					旧事業団基準単価(平成 14 年度)
解体撤去工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費	旧事業団基準額(実費)					耐火 162,800 円 準耐火 142,400 円 木造 162,800 円
仮施設設置準備工事費	仮施設設置整備に必要な賃借料 工事費又は工事請負費	旧事業団基準額(実費)					
設備整備費	初度設備を整備するため必要な需用費(消耗品費)、備品購入費及び工事請負費	国基準額×1.25 ただし、実際整備額が下回るときは、実際の整備額とする。					